

平成23年(ワ)第39604号地位確認等請求事件

平成24年(ワ)第 9052号地位確認等請求事件

平成24年(ワ)第17921号地位確認等請求事件

平成24年(ワ)第36691号地位確認等請求事件

原 告 丹羽 良子 外8名

被 告 日本郵便株式会社

求釈明申立書

平成26年1月22日

東京地方裁判所民事第11部甲B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

二 島 豊 太



同

石 川 哲 夫



同

黒 澤 佳 代



同

岡 部 美奈子



同

森 大 輝



原告は、「人事に関する協約」について、「個々の組合員の同意または特別の授權のないかぎり、当該協約条項の効力は同人らに及ばない」と主張

するが、本件協約締結に際し、郵政労働者ユニオン（以下「ユニオン」という。）が、個々の組合員に対して、どのように説明・周知を行い、どのような意見集約手続を行ったのか、いかなる機関のどのような決議を経たのか、組合員投票は行われたのか否か、また、その要否はどのように判断されたのかにつき、明らかにされなければ、被告として反論のしようがない。

また、原告は、平成19年7月24日付「承継労働協約締結にむけた要求書」（甲共第26号証）の質問事項3【「非正規社員の雇用契約（更新）時に65歳以上の場合は、雇用契約を更新しないとしているが…『必要な能力等を有すると雇用主が判断した場合は更新可能』としている具体的なケースについて説明されたい】」（以下「平成19年7月24日付質問事項3」という。）につき、被告が回答していないと主張するが、被告による回答を得ないまま、本件協約に関する検討と締結に向けた意思決定をどのように行ったと主張する趣旨か不明である。

そこで、被告は、下記の点について、原告の釈明を求める。

記

- 1 平成19年3月26日付「人事制度・労働条件等に関する民営化時の制度について」（甲共第38号証）及び同年5月11日付修正提案（甲共第43号証）の「雇用契約（更新）時に65歳以上の場合は、雇用契約を更新しない。ただし、必要な能力等を有すると雇用主が判断した場合は、65歳以上の者の更新も可能」との内容（以下「65歳以降契約不更新制度」という。）について、ユニオンは、組合員に対し、どのように説明・周知を行い、どのような組合員の意見集約手続を行ったのか。説明・質疑応答の機会を設けたのであれば、その際の説明・応答の内容を明らかにされ、説明等の資料を作成・配布したのであれば、その資料等

を提出されたい。

2 平成19年6月30日～7月1日の全国大会に際し、組合員及び代議員に対し、65歳以降契約不更新制度を含む「非正規（有期雇用契約）社員の採用」についてどのように説明・周知を行ったのか、また、全国大会において、当該制度につきどのような論議がなされたのかを示す資料（配付資料及び議事録を含む関連資料全て）を提出されたい。

3 平成19年6月30日～7月1日の全国大会当時の代議員について、各原告に、投票権はあったか回答されたい。

4 平成19年8月21日（火）、日本郵政及び旧公社担当者と、ユニオンの鈴木中央執行委員及び須藤中央執行委員との交渉が行われたが、その交渉内容について、両委員から、他委員、中央委員及び組合員に対して、どのように報告されたのか明らかにされたい。

特に、ユニオンから日本郵政に対する平成19年7月24日付質問事項3に対する日本郵政側の回答（どのような回答を得たか、または、回答が得られなかったのであればその旨や今後の対応等。）につき、どのように報告されたのかを明らかにされたい。

5 平成19年9月20日（木）、日本郵政及び旧公社担当者と、ユニオンの鈴木中央執行委員、須藤中央執行委員及び山岸中央執行委員との交渉が行われたが、その交渉内容について、三委員から、他委員、中央委員及び組合員に対して、どのように報告されたのか明らかにされたい。

特に、「人事に関する協約」案第91条、及び、平成19年7月24日付質問事項3について、どのような交渉又は回答が行われ、または、質

問・要求を行ったと報告されたのかを明らかにされたい。

さらに、この交渉において、平成19年7月24日付質問事項3について、ユニオンとして日本郵政側の回答を求めたか否かについて回答されたい。

- 6 平成19年8月下旬に提案された「人事に関する協約」案について、中央委員会及び中央執行委員会で、どのような議論及び決定が行われたのかを明らかにされたい。

特に、65歳以降契約不更新制度及び「人事に関する協約」案第91条について、どのような議論が行われたのか、また、その議論の前提として、平成19年7月24日付質問事項3に関する日本郵政側の回答につき、どのような認識に基づいて、議論及び決定が行われたかを明らかにされたい。

もし、質問にかかる議論又は決定が行われていないのであれば、その旨を回答されたい。

- 7 平成19年10月21日の臨時中央委員会において、65歳以降契約不更新制度、及び、「人事に関する協約」第91条について、どのような議論及び決定が行われたのか、配付資料及び議事録を含む関連資料全てを提出し、明らかにされたい。

また、その議論及び決定の前提として、中央委員及び役員は、上記平成19年7月24日付質問事項3についての日本郵政側の回答をどのように認識していたかにつき、明らかにされたい。

もし、質問にかかる議論又は決定が行われていないのであれば、その旨を回答されたい。

8 平成19年6月30日～7月1日の全国大会以後、同年10月21日までの間に全国大会又は中央委員会が開催されていれば、その会における議論及び決定事項を明らかにする資料（配付資料及び議事録を含む関連資料全て）を提出し、また、同会における議決内容を明らかにされたい。

もし開催がなければ、その旨を明らかにされたい。

9 上記8以外の機会において、本件協約第91条及び附則第7条に関する機関決定があれば、その決定時の議論及び決定事項を明らかにする資料（配付資料及び議事録を含む関連資料全て）を提出し、資料がないのであれば、その内容を明らかにされたい。

もし開催がなければ、その旨を明らかにされたい。

以上